

デイサービスセンター外ヶ浜運営規程
(指定通所介護・指定介護予防通所介護相当事業)

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人清友会が開設するデイサービスセンター外ヶ浜の事業は、高齢者が要介護状態又は要支援状態等となった場合、通所により入浴、排泄、食事の介護のサービスを提供することにより、その利用者が居宅においてその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(通所介護の運営方針)

第2条 通所介護の運営の方針は、次に掲げるものである。

(1) 指定通所介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限り通所介護計画に基づき、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう援助を行う。

(2) 指定通所介護の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対しサービスの提供等について、理解しやすいよう説明する。

(3) 利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切(3) 利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うとともに適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

(介護予防通所介護相当事業の運営方針)

第3条 介護予防通所介護相当事業の運営の方針は、次に掲げるものである。

(1) 指定介護予防通所介護相当事業の提供にあたっては、介護予防通所介護相当事業計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援及び、機能訓練を行い心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は、向上を図る。

(2) 指定介護予防通所介護相当事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対しサービスの提供等について、理解しやすいよう説明する。

(3) 指定介護予防通所介護相当事業の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 この事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター外ヶ浜
- (2) 所在地 青森県青森市大字奥内字宮田568-2

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者(事業所長) 1名(常勤兼務)

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理等を行うとともに、通所介護計画及び介護予防通所介護相当事業計画の作成を行う。

- (2) 生活相談員 1名 1名(常勤兼務1名)

生活相談員は、当サービス利用申込に関わる調整、介護職員に対する技術指導、通所介護者及び介護予防通所介護相当事業者並びに、その家族の相談に応じると共に必要な助言を行う。

- (3) 介護職員 2名(内常勤兼務1名)

- (4) 看護師 1名(非常勤専従1名)

- (5) 機能訓練指導員 1名(常勤専従1名)

(3)から(5)の職員は、利用者に対し、指定通所介護及び指定介護予防通所介護相当事業の提供にあたる。

- (6) 管理栄養士 1名(常勤専従1名)

- (7) 調理員 1名(常勤専従1名)

(6)、(7)の職員は、利用者に提供する食事の調理等を行う。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日

月曜日から金曜日(祝日含む)とする。ただし、12月31日から1月1日までを除く。

- (2) 営業時間

8時00分から17時00分迄とする。

- (3) サービス提供時間

9時15分から15時30分

第4章 指定通所介護及び指定予防介護通所介護相当事業の利用定員

(指定通所介護及び指定介護予防通所介護相当事業の利用定員)

第7条 指定通所介護及び指定予防介護通所介護相当事業の利用定員は19人とする。

第5章 指定通所介護及び指定介護予防通所介護相当事業の内容及び 利用料その他の費用の額

(指定通所介護及び指定介護予防通所介護相当事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第8条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護相当事業は、次の通りとし、指定通所介護及び指定介護予防通所介護相当事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準及び青森市長が定める額によるものとし、当該指定通所介護及び当該指定介護予防通所介護相当事業が法定代理受領サービスであるときはその1割、2割または3割とする。

通所介護及び指定介護予防通所介護相当事業の内容

- ・ 生活指導
- ・ 日常生活動作訓練
- ・ 健康チェック
- ・ 入浴
- ・ 給食
- ・ 送迎

費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得る。法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス証明書を利用者に対し交付する。

第6章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は青森市、蓬田村の区域とする。

第7章 サービスに当たっての留意事項

(サービスに当たっての留意事項)

第10条 サービス利用に当たっては、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供す

る。

- (1) 機能訓練を行う時は、機能訓練指導員及び介護職員の立ち会いのもとに行う。
- (2) 入浴前は、血圧測定を行うと共に、脈拍・心臓疾患のある方は、特に気をつけ入浴介助職員を必ずつける。
- (3) 入浴後も健康チェックをし、水分補給と休憩をとるようにする。
- (4) 送迎時、車内で転倒及び事故防止のため補助職員を乗車させる。
- (5) 食事献立は、前の週に掲示板に貼る等し食事の内容を一目で分かるようにする。
- (6) 相談室は、相談者が安心して悩みごと、心配ごとを話せるように面接の雰囲気作りすると共に、相談事が周囲に漏れない配慮をしてプライバシーを守る。また、作業及び日常動作訓練室と食堂は木製フラワーボックスで仕切られている。
- (7) 指定通所介護及び指定介護予防通所介護相当事業を運営するにあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他のサービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- (8) その他、必要に応じて留意事項が示されたときは、従業員の指示に従い行動すること。
- (9) 利用者に対して、適切な指定通所介護及び指定介護予防通所介護相当事業とサービスの提供をするため、少なくとも一人年3～4回職員の研修を実施する。

第8章 事故処理及び苦情処理

(事故処理)

第11条 事故処理については次の通りとする。

- (1) 指定通所介護及び指定介護予防通所介護相当事業のサービス提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等などの措置を講じ、速やかに市町村、家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録と原因の究明、再発を防ぐための措置を講じるものとする。
- (2) 指定通所介護及び指定介護予防通所介護相当事業のサービスにより、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

(苦情処理)

第12条 苦情処理については次の通りとする。

- (1) 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応するものとする。
- (2) 事業者は、利用者等からの苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等について記録し、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者の説明するものとする。

第9章 緊急時等における対応方法

(緊急時等における対応方法)

第13条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護相当事業にあたる職員は、現に指定通所介護及び指定介護予防通所介護相当事業の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合は、その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行うなどの必要な措置を講ずると共に施設長に報告するものとする。

第10章 非常災害対策

(非常災害対策)

第14条 防火管理者は、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年2回避難救出その他必要な訓練を行う。

第11章 虐待防止対策

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第12章 その他の運営についての留意事項

(その他の運営についての留意事項)

第16条 その他の運営についての留意事項は、次の通りとする。

- (1) 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は、家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員であった物も同様とする。
- (2) 事業者は、職員及び職員でなくなった者が、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を漏らさない旨を職員との雇用契約の内容とする。

(3) この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人清友会と施設長との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成23年4月1日 一部変更

平成24年4月1日 一部変更

平成25年4月1日 一部変更

平成26年4月1日 一部変更

平成27年4月1日 一部変更

平成28年2月1日 一部変更

平成28年4月1日 一部変更

平成29年4月1日 一部変更

平成30年4月1日 一部変更

平成30年8月1日 一部変更

令和元年10月1日 一部変更

令和3年4月1日 一部変更

令和4年6月1日 一部変更